### 5 控除の対象になるかどうかの判定時期

控除対象配偶者、同一生計配偶者、控除対象扶養親族や障害者などに該当するかどうかは、原則として、その年12月31日の現況により判定しますが、給与等の支払を受ける人やその親族が年の中途で死亡したり、給与等の支払を受ける人が年の中途で出国したりした場合には、その死亡又は出国の時の現況により判定します(所法85、措法41の3の3③、41の16②、所基通85-1、措通41の3の3-2)。

なお、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」、「給与所得者の配偶者控除等申告書」又は「所得金額調整控除申告書」を提出する際に、源泉控除対象配偶者、同一生計配偶者、控除対象扶養親族や障害者などに該当するかどうかは、これらの申告書を提出する日の現況により判定します。この場合、その判定の要素となる合計所得金額についてはこれらの申告書を提出する日の現況により見積もったその年中の合計所得金額により、また、年齢についてはその年12月31日の現況により判定することになります。

# V 税額表の適用方法

## 1 税額表の適用区分

(1) 月々(日々)の給料や賞与などの源泉徴収の際に使用する税額表

給料や賞与などから源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額は、税額表を使用して求めることができますが、この税額表は、給与等の別、「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出の有無及び給与等の支給方法に応じ、次のように使用します。

税額表の区分	給 与 等 の 支 給 区 分	税額表の使用する欄				
月 額 表	<ul><li>(1)月ごとに支払うもの</li><li>(2)半月ごと、10日ごとに支払うもの</li><li>(3)月の整数倍の期間ごとに支払うもの</li></ul>	甲欄「給与所得者の扶養控除等申告書」を 提出している人に支払う給与等 乙欄その他の人に支払う給与等				
日 額 表	(1)毎日支払うもの (2)週ごとに支払うもの (3)日割で支払うもの	甲欄「給与所得者の扶養控除等申告書」を 提出している人に支払う給与等 乙欄その他の人に支払う給与等				
	日雇賃金	丙欄				
賞与に対す る源泉徴収 税 額 の 算 出 率 の 表	賞与 ただし、前月中に普通給与の支払がない場合 又は賞与の額が前月中の普通給与の額の10倍を 超える場合には、月額表を使います。	甲欄「給与所得者の扶養控除等申告書」を 提出している人に支払う賞与 乙欄その他の人に支払う賞与				

- (注) 日雇賃金とは、日々雇い入れられる人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日ごとに支払を受ける(その労働した日以外の日において支払われるものも含みます。) 給与等をいいます。ただし、一の給与等の支払者から継続して2か月を超えて支払を受ける場合には、その2か月を超える部分の期間につき支払を受ける給与等は、ここでいう日雇賃金には含まれません(所令309、所基通185-8)。
- (2) 年末調整の際に使用する税額の速算表

年末調整の際における年税額は、次の速算表により求めた算出所得税額から(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を控除し、その控除後の金額(年調所得税額)に 102.1% を乗じて求めます。

なお、年末調整の概要については19ページを参照してください。

### (令和4年分の年末調整のための算出所得税額の速算表)

課税給与原	听得金額(A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C)
	1,950,000 円以下	5 %	_	(A) × 5%
1,950,000 円超	3,300,000 円 🥠	10%	97,500 円	(A) × 10% - 97,500 円
3,300,000 円 〃	6,950,000 円 🥠	20%	427,500 円	(A) × 20% - 427,500 円
6,950,000 円 ″	9,000,000 円 🥠	23%	636,000 円	(A) × 23% - 636,000 円
9,000,000 円 ″	18,000,000 円 〃	33%	1,536,000 円	(A) × 33% - 1,536,000 円
18,000,000 円 ″	18,050,000 円 〃	40%	2,796,000 円	(A) × 40% - 2,796,000 円

- (注)1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
  - 2 課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、令和4年分の年末調整の対象となりません。

### 2 税額表の使い方

月々(日々)の給料や賞与などの支給の際における税額表の使用に当たっては、次の点に注意してください。

- (1) 税額表に当てはめる給与等の金額は、その月(日)分の給与等の金額から厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料などの社会保険料等を控除した後の金額によります。
- (2) 税額表の甲欄は、給与等の支払を受ける人の扶養親族等の数に応じて使用するようになっています。この「扶養親族等の数」とは、源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族(老人扶養親族又は特定扶養親族を含みます。)との合計数をいいます(注)。また、給与等の支払を受ける人が、障害者(特別障害者を含みます。)、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算し、その人の同一生計配偶者や扶養親族(年齢16歳未満の人を含みます。)のうちに障害者(特別障害者を含みます。)又は同居特別障害者に該当する人がいる場合には、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加算した数を扶養親族等の数とします(所法187)。

なお、配偶者に係る扶養親族等の数の数え方は次の【参考:配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】の とおりです。

また、扶養親族等の数を算定する際には、下記の〔扶養親族等の数の算定方法〕を参考にしてください。 (注) 夫婦の双方がお互いに源泉控除対象配偶者に係る配偶者(特別)控除の適用を受けることはできませんので、ご注意 ください。

## 【参考:配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】

		給与等の支払を受ける人の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与等の支払を受ける人の給与等の収入金額)							
		900万円以下 (1,095万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,095 万円超 1,145 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 〔1,145 万円超 1,195 万円以下〕	1,000 万円超 (1,195 万円超)				
(給与所得だけ)	48 万円以下 (103 万円以下)	1 人	0 人 禺者が障害者に該当	0 人 当する場合は 1 人か	0人				
給与等の収入金額)配偶者の合計所得を額	48 万円超 95 万円以下 (103 万円超 150 万円以下)	1人	0人	0人	0人				
偶 額者の	95 万円超 (150 万円超)	0人	0人	0人	0人				

<sup>(</sup>注) 所得金額調整控除が適用される場合は、括弧内の各金額に15万円を加えてください。また、給与所得者の特定支出控除 の適用を受ける場合も括弧内の各金額とは異なりますので、ご注意ください。

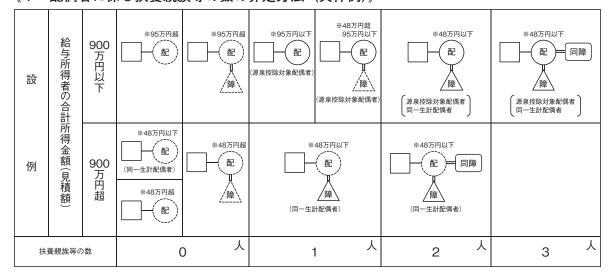
## [扶養親族等の数の算定方法]

税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数の算定方法を図示すると、おおむね下図《1 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法(具体例)》及び《2 配偶者以外の扶養親族等の数の算定方法(具体例)》のようになります。

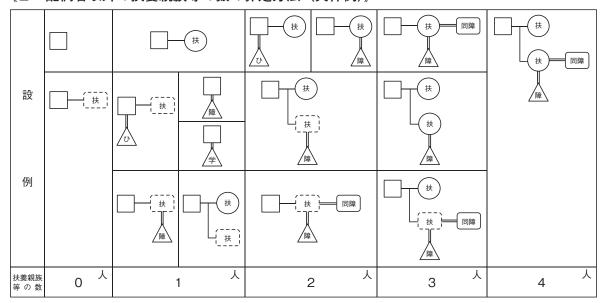
なお、税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数は、下図1を参考に求めた配偶者に係る扶養親族等の数と、下図2を参考に求めた配偶者以外の扶養親族等の数とを合計した数となります。

【下図中の点線囲みの図形は扶養親族等の数に含まれません。】

# 《1 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法(具体例)》



## 《2 配偶者以外の扶養親族等の数の算定方法(具体例)》



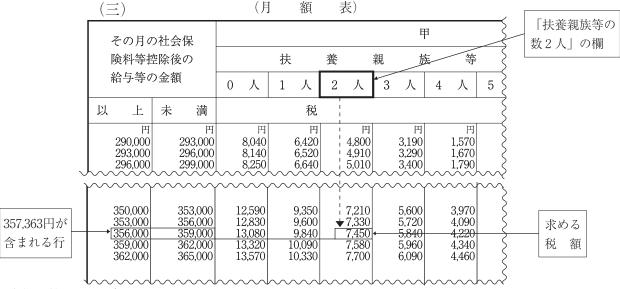
## VI 税額の求め方(令和4年分)

給料や賞与などから源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額は、税額表を使用して求めることができます。なお、給与等の支払者が給与等の支払額に関する計算を電子計算機などの事務機械によって処理している場合には、月額表の甲欄を適用する給与等に限り、財務大臣が定める方法(財務省告示)によりその給与等から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額を求めることができます(所法 189、昭 63 大蔵省告示第 185 号(令 3 財務省告示第 82号改正)、復興財確法 29、平 24 財務省告示第 116 号(令 3 財務省告示第 89 号改正))。

1 月額表甲欄の使用例(「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出がある場合)

### 〔税額の計算〕

- ① 社会保険料等控除後の給与等の金額を求めると、357,363円(420,000円-62,637円)となります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、357,363 円が含まれる「356,000 円以上 359,000 円未満」の行を求め、その行と「甲」欄の「扶養親族等の数2人」の欄との交わるところに記載されている金額7,450 円を求めます。これがその給与等から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額です。



## [源泉徴収簿への記入]

月々の給与等の支払額や社会保険料等の額、源泉徴収税額などは「給与所得に対する源泉徴収簿」に記録 しておき年末調整などに使用します。

		載	例」	源	泉徴	以以漢	美										<
甲欄乙欄	pi 厚	.	経理課				職名	Ę	事務職員	住 							{
	区分	月区分	支月	給日	総	支 糸	給 金	額	社会保険 料 等 の 控 除 額	社会保 控除後 等 の	険料等 の給与 金 額	扶養親 族等の 数	算 出	税 額	年末調整 による過 不足税額	差 引 徴収税額	前年の年末調 同上の税額 意 環 付又は
令		1	1	20			420,00	DO 円	62,637 <sup>円</sup>	357	7,363 <sup>円</sup>	2 <sup>人</sup>		7,450 <sup>円</sup>	円	7,450 <sup>円</sup>	た 月 [
和 4	給	2	2	21			420,00	00	62,637	357	7,363	2		7,450		7,450	扶養控除等の有無 単告の有無 当有 有 有 乗整偶
年分		3	3	18			420,00	00	62,637	357	7,363	2		7,450		7,450	申無 月 日 有・無

(注) この源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して作成されているものですので、給与等の支払者が使用している給与 台帳等であっても、毎月の源泉徴収の記録などが分かり、年末調整のためにも使用できるものであれば、それを使用して 差し支えありません。 2 月額表乙欄の使用例(「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出がない場合)

-(設例)-

- (1) 給与等の支給額 (月額)・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80,750 円
- (2) 給与等から控除する社会保険料等・・・・・・・・・・・なし

### 「税額の計算」

- ① 給与等から控除する社会保険料等がありませんので、支給額80,750円がそのまま社会保険料等控除後の給与等の金額になります。
- ② 月額表の「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄で、80,750 円が含まれる「88,000 円未満」の行を求め、その行の「乙」欄を見ますと「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の 3.063% に相当する金額」となっています。したがって、2,473 円(80,750 円×3.063%、1 円未満の端数は切り捨てます。)がその給与等から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額です。

## 3 日額表の使用

日額表を使用して税額を求める場合も、月額表の場合と同じ要領で行います。

4 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の使用例(「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出がある場合)

-(設例)-

- (1) 賞与の支給額・・・・・・・・・・・・・・・・・554,000円
- (2) 賞与から控除する社会保険料等・・・・・・・・・ 84.596 円
- (3) 前月中の普通給与(社会保険料等控除後)の金額・・・・・・ 200.820円
- (4) 扶養親族等の数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2人

(源泉控除対象配偶者あり、控除対象扶養親族1人)

### [税額の計算]

- ① 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の「甲」欄の「扶養親族等の数2人」の欄を見て、前月の社会保険料等控除後の給与等の金額200,820円が含まれている「133千円以上269千円未満」の行を求め、その行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率2.042%を求めます。これがその賞与の金額に乗ずる率になります。
- ② 賞与の金額 554,000 円から社会保険料 84,596 円を控除した残額 469,404 円に 2.042% を乗じた金額 9,585 円 (469,404 円×2.042%、1 円未満の端数は切り捨てます。)が、その賞与から源泉徴収をする所得税及び復興特別所得税の額です。

